

令和6年度第1回青森県障がい者自立支援協議会
医療的ケア児支援体制検討部会

令和6年度医療的ケア児支援に
係る事業の実施状況について

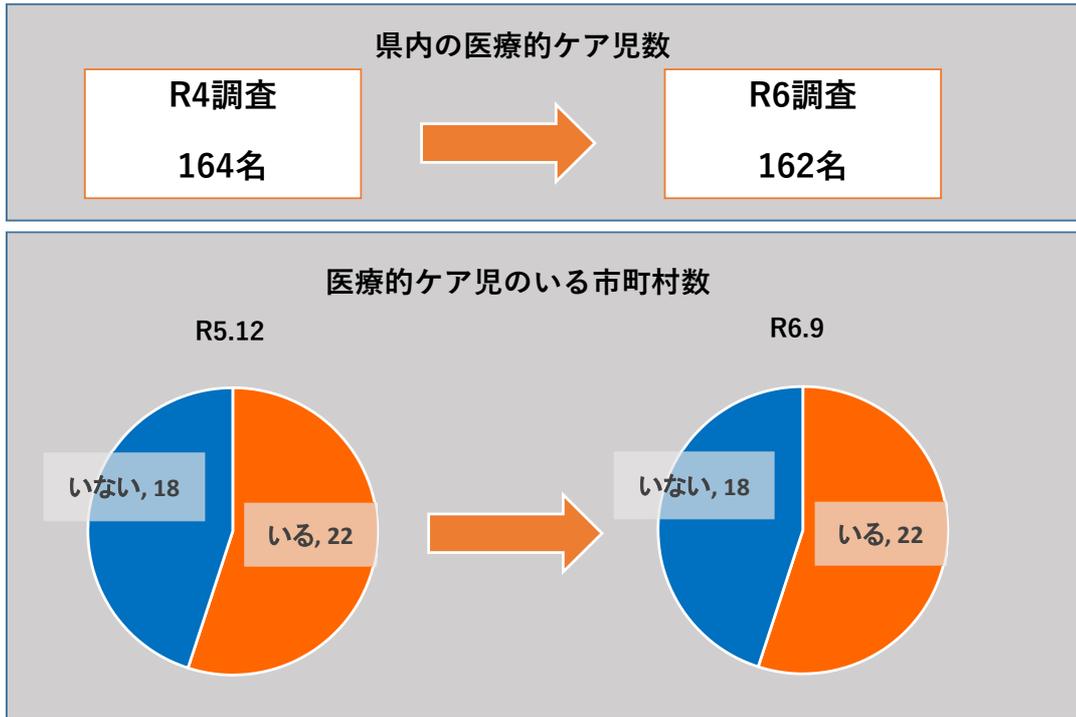
令和6年10月3日
青森県健康医療福祉部
障がい福祉課

1

1. 県の医療的ケア児支援体制図
2. 医療型短期入所開設促進について
3. 医療的ケア児在宅支援体制整備事業について
4. 医療的ケア児の災害対策について

2

県内の医療的ケア児の現状



市町村数は同じだが、18歳以上となるなどの医ケア児がいなくなった市町村が4、新たに医ケア児が生まれた市町村が4であり、内実は異なる。

1 令和6年度青森県医療的ケア児支援体制図

| 支援体制整備 | 人材育成 | 事業所等支援 | 普及啓発 | 家族支援 |
|--|---|---|---|--|
| 青森県小児在宅支援センター運営事業（障がい福祉課）【委託】 | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ①相談支援 ア) 支援機関への支援（間接支援） ウ) 市町村訪問支援 | <ul style="list-style-type: none"> ②人材育成 ア) 小児在宅サポーター勉強会 イ) コーディネーターフォローアップ研修会 | <ul style="list-style-type: none"> ③調査・分析 医療的ケア児等事業所等受入状況調査 | <ul style="list-style-type: none"> ○センターHP等による情報提供・情報発信 | <ul style="list-style-type: none"> ①相談支援 イ) 家族への相談支援（直接支援） |
| 新] 医療的ケア児の在宅支援体制整備促進事業（障がい福祉課） | | | | |
| <p>医療的ケア児支援体制検討部会開催事業（障がい福祉課）</p> <p>県医療的ケア児支援体制検討部会の設置・運営</p> | <ul style="list-style-type: none"> ②医療的ケア児対応看護師技術習得研修 <p>対象) 訪問看護事業所、医療型短期入所事業所、保育所等看護師</p> | <ul style="list-style-type: none"> ①医療的ケア児対応事業所新規参入個別支援事業 ○訪問看護事業所対象 ○医療型短期入所事業所対象 | <ul style="list-style-type: none"> ③医療的ケア児保育等受入啓発事業（こどもみらい課） | <ul style="list-style-type: none"> ④医療的ケア児通学支援事業検討会（教育庁学校教育課） |
| <p>医療的ケア児支援体制整備に係る市町村合同研修会（障がい福祉課・小児在宅支援センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケア運営協議会 | <p>医療的ケア児支援ネットワーク促進事業（障がい福祉課）</p> <p>※隔年実施（R6なし）</p> <p>医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の実施</p> | <p>医療的ケア児保育支援事業（こどもみらい課）</p> <p>市町村が実施する保育所等への看護師派遣、その他の医ケア児の受入に資する事業に係る費用の補助</p> | <p>県HP等による情報発信（障がい福祉課）</p> <p>医療的ケア児支援について支援者や家族に対して情報を発信</p> | |
| 特別支援学校における医療的ケア実施体制整備事業（教育庁学校教育課） | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○指導医の巡回指導等 ○医療的ケア実施校連絡協議会 ○教員・看護師等の医療的ケア関係者への研修 | | | | |

医療型短期入所とは

①ニーズ

- ・人工呼吸器や胃ろう等の医療的ケアを行いながらご自宅で生活をする方が増えている。
- ・短期間、施設に入所して過ごす医療型短期入所の必要性が高まっている。
- ・一方で医療型短期入所事業所は県内において（全国的にも）不足している。

②医療型短期入所とは

・障害福祉サービスの「医療型短期入所」にあたり、「1日～数週間、入浴・排せつ・食事のほか必要な医療的ケアや介護を提供するサービス」のこと。

▶WHO? - 誰が行うの?

病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院

▶WHOM? - 誰にサービスを提供するの?

- ・気管切開を伴う人工呼吸器をつけている人
- ・進行性筋萎縮症の人
- ・重症心身障がい児・者
- ・遷延性意識障がいのある人
- ・筋萎縮性側索硬化症の人 など

※市町村等から障害福祉サービス受給者証が交付され、「短期入所」の支給決定を受けている人が対象

※様々な医療処置への対応や、動ける医療的ケア児・者の受入れも期待されている

▶WHEN? - どのような時にサービスを提供するの?

- ・介護者が休息・息抜きしたい時（レスパイト）
- ・介護者に冠婚葬祭・用事・仕事がある時
- ・介護者が体調不良・病気の時
- ・きょうだいとの時間確保、他の家族の介護
- ・家族の急病や事故などの緊急時 など

▶WHAT? - どのようなサービスを提供するの?

- ・食事、排せつ、入浴等の介助
- ・医療的ケア など

※緊急対応として治療が必要な場合は、医療入院に切り替えることが可能（医療機関）

引用：医療型短期入所事業所 開設のためのガイドブック(R2.3)

7

医療型短期入所事業所 県内指定事業所について

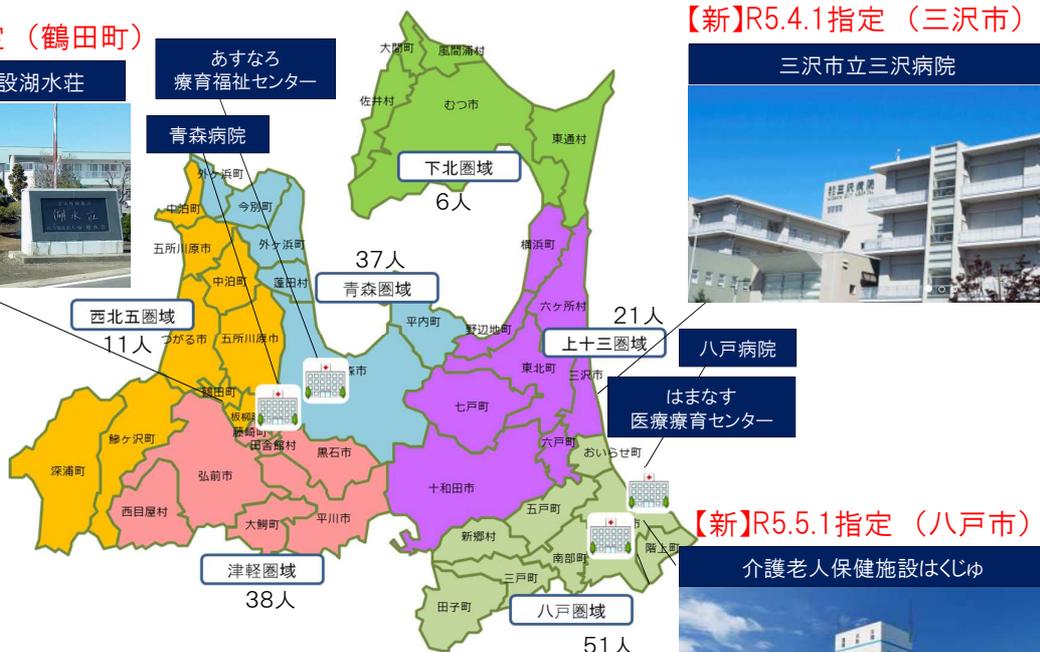
【新】R5.6.1指定（鶴田町）

介護老人保健施設湖水荘



あすなる療育福祉センター

青森病院



【新】R5.4.1指定（三沢市）

三沢市立三沢病院



【新】R5.5.1指定（八戸市）

介護老人保健施設はくじゅ



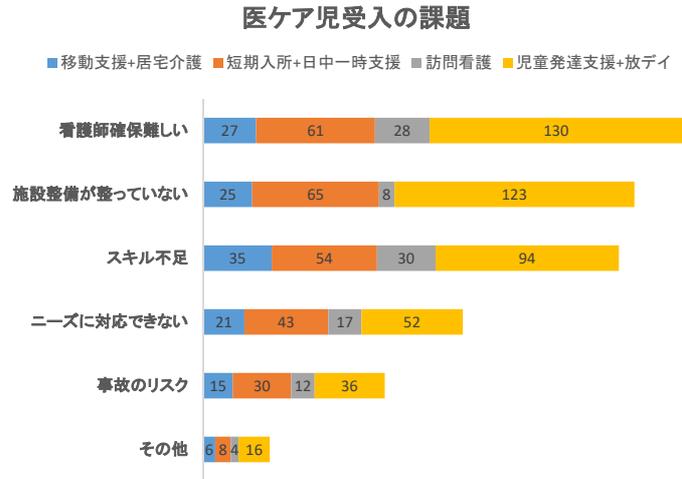
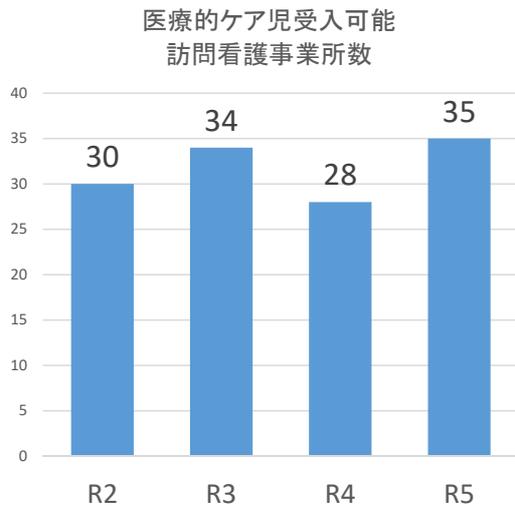
令和5年度に新たに3事業所が指定を受け

4圏域7事業所となる（R6.4現在）

8

3 医療的ケア児在宅支援体制整備事業

※令和5年12月県調査抜粋



医療的ケア児を受け入れることのできる訪問看護事業所が増えてほしい

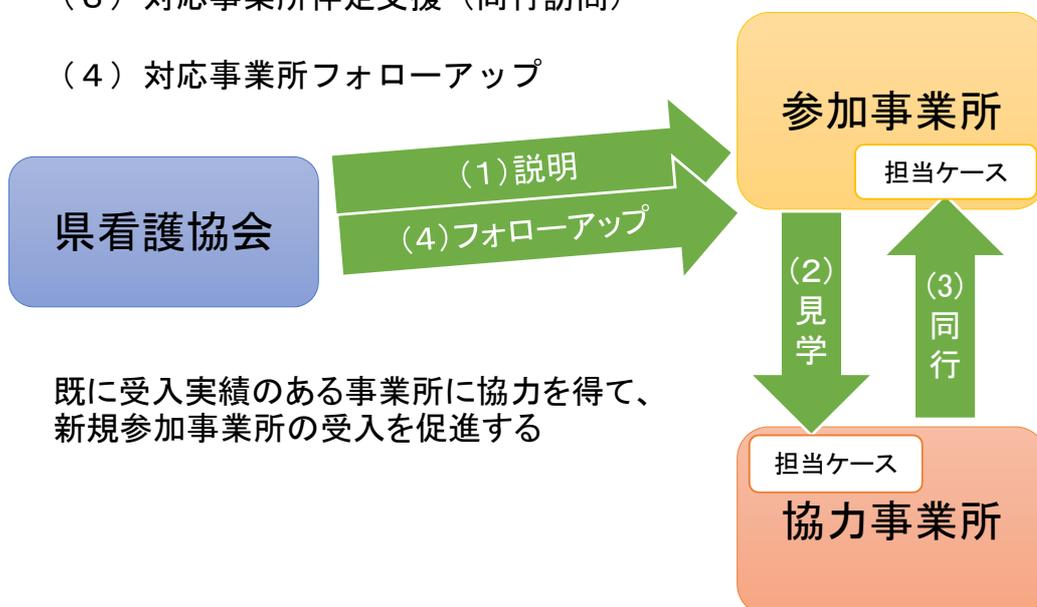
→ 受入の課題は「スキル不足」「ニーズに対応できない」

9

3 医療的ケア児在宅支援体制整備事業

(青森県看護協会への委託事業)

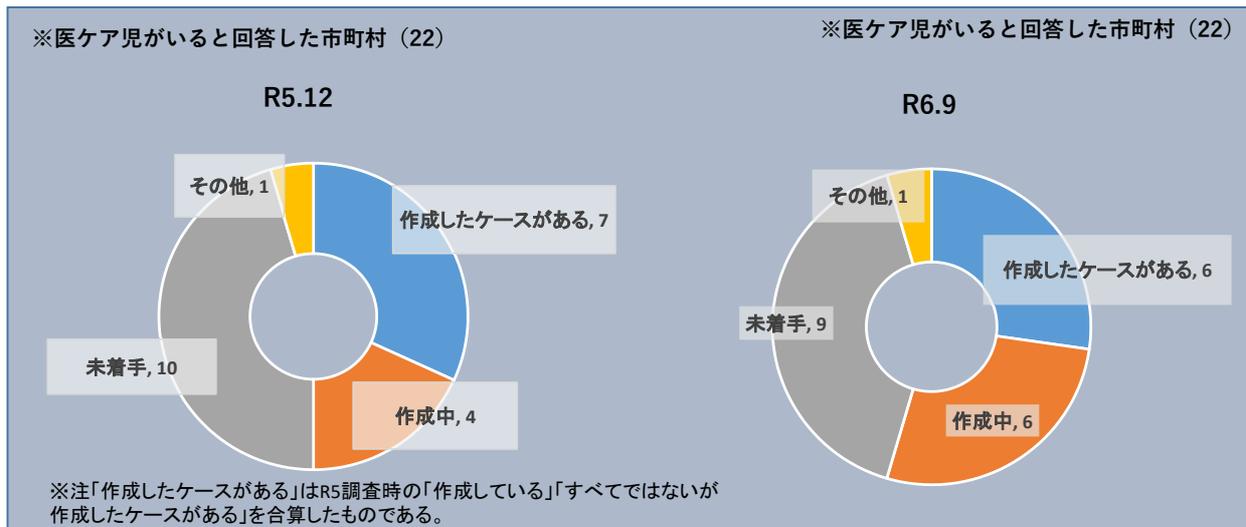
- (1) 対応事業所個別提案訪問
- (2) 対応事業所伴走支援 (見学)
- (3) 対応事業所伴走支援 (同行訪問)
- (4) 対応事業所フォローアップ



10

4 医療的ケア児の災害対策について

医療的ケア児の災害時個別避難計画の作成について



R6.7.9付け青障第556号「医療的ケア児災害時個別支援計画作成マニュアルについて」により、県から市町村に対し「医療的ケア児災害時個別支援計画作成マニュアル」を活用いただき、医療的ケア児の災害時個別避難計画を作成するよう依頼。

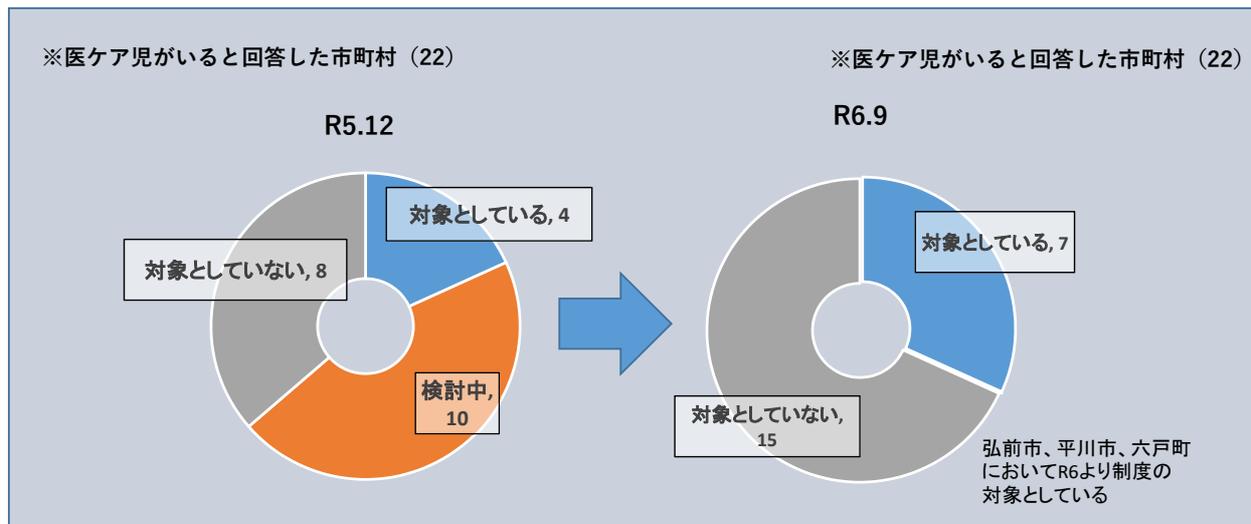
→ 未着手の市町村は着手するようお願いしたい。作成済みの市町村は避難訓練の検討をお願いしたい。

11

4 医療的ケア児の災害対策について

災害時の電源対策

（発電機やバッテリー等を日常生活用具給付の対象としている市町村数）



R5.11.29付け青障号外により「地域生活支援事業（日常生活用具給付等事業）について」により、障害者総合支援法に定める地域生活支援事業における日常生活用具給付等事業の給付対象に在宅療養等支援用具等に使用できる発電機等の追加を検討するよう依頼している。

→ 引き続き発電機等の追加の検討をお願いしたい。

12

4 医療的ケア児の災害対策について

目的

令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、地方公共団体の責務が明記されたほか、保健、医療、障害福祉、保育、教育等各分野が連携し、医療的ケア児やその家族に対して切れ目なく支援を行う等の取組の強化が求められている。

そのため、医療的ケア児等支援に係る直近の情報及び県取組や県内市町村の取組等情報を共有することにより、医療的ケア児等への支援の推進を図ることを目的に研修会を開催。

事業概要

| | |
|--------|--|
| 1 主催 | 青森県、青森県小児在宅支援センター |
| 2 対象 | 市町村の障がい福祉、母子保健、保育、教育分野及び災害対策担当者 |
| 3 開催日時 | 令和6年7月9日（火） |
| 4 開催方法 | オンライン |
| 5 内容 | (1) 県行政説明（障がい福祉課、こどもみらい課、学校教育課、防災危機管理課） (2) 小児在宅支援センター取組紹介 (3) 青森県医療的ケア児等圏域アドバイザー取組紹介 (4) 県内市町村取組事例紹介 ①弘前市 「個別避難計画策定～避難訓練まで」 ②十和田市 「指定福祉避難所開設の協定について」 ③南部町 「町における個別避難計画の策定と避難所の選定について」 |
| 6 参加者 | 215名参加（内閣府、こども家庭庁、熊本県からも参加） |

13

医療的ケア児災害時個別支援計画作成マニュアル



<https://aomori-kodomo.jp/document>

14